

インフルエンザ予防接種

受診対象 被保険者および被扶養者。ただし、実施機関 1 および 2 は中学生以下を除く。

実施機関

1. 当健保組合健康管理センター
2. 大阪府結核予防会・飯島クリニック
3. 東振協が契約している全国の医療機関
(※東振協契約機関で負担した費用は、補助金交付の対象外となります)
4. 個人で任意に接種する場合、その費用に対して補助金を交付します。

実施内容 インフルエンザワクチンの接種

実施期間 令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月末

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに 2 週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は 5 か月間とされています。より効果的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の 12 月上旬までに接種を受けておくことが重要です。

接種費用

- ・当健保組合健康管理センター、大阪府結核予防会および飯島クリニックで接種の場合は、当健保組合で負担いたします。
- ・東振協契約機関で接種する場合については、10 月頃に別途ご案内いたします。
- ・個人で任意に接種を行う場合は、1 人 2,000 円の範囲で費用を補助いたします。
※ 2 回接種をされた場合は、1 回分の接種費用のみ補助金の対象となります。

申込方法

- ・10 月頃、事業主宛文書及びホームページでインフルエンザ予防接種のご案内をいたします。
- ・予防接種法により、個別任意接種となっていますので、安全に実施するため、予防接種を受けるにあたっての注意事項等をご確認のうえお申し込みください。
- ・大阪府結核予防会および飯島クリニックで接種を希望した場合は、各医療機関からスケジュールについて、事業所の健康管理責任者宛に連絡します。
- ・東振協契約機関で接種する場合は、直接電話予約を行い当健保組合ホームページからダウンロードした利用券と保険証を医療機関に提出してください。

※「健康保険証」につきましては、令和 6 年 12 月 1 日をもって発行を廃止します。詳細につきましては、改めてご案内いたします。

- ・個人で任意に接種を行う場合は、当健保組合から「インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」、「インフルエンザ予防接種実施報告書」を健康管理責任者宛に送付いたします。なお、申請書等は、当健保組合ホームページからダウンロードすることもできます。

- その他の機関
で受診をした方
(補助金申請)
- 接種後に、「インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」、「インフルエンザ予防接種実施報告書」に必要事項を記入のうえ、領収書（コピー可）を添付して補助金の交付申請をしてください。領収書は被接種者名・医療機関名・接種年月日及びインフルエンザ予防接種であることがはっきりと判るものを添付してください。
※領収書にインフルエンザ代金との記載がない場合、診療明細書をあわせてご提出ください。
- ※補助金交付申請書は当健保組合ホームページ内→各種申請書→各種健診申込用紙→「インフルエンザ予防接種補助金交付申請書・実施報告書（事業所用）」より印刷できます。
- また、健康管理課宛にご連絡いただければ送付いたします。なお、令和6年度中に行った交付申請書の提出期限は、令和7年3月31日（月）までになりますのでお早めにご提出をお願いします。
- そ の 他
- ・接種の際、予診票並びに医師の問診の結果、接種を見合わせまたは延期をすることがあります。